

## 6. 保健事業の状況

平成30年度から国保の都道府県化に伴い、県も市町とともに保健事業を開始した。県における保健事業の支出額は、令和2年度においては、110,431千円（前年度4,419千円）となっている。

また、市町の保健事業費の支出額は、令和2年度においては、13億63百万円で歳出比0.82%、料（税）収納比4.60%であった。

国においては「医療制度改革大綱」（平成17年12月1日）を踏まえ、生活習慣病予防の徹底を図ることを目的とする特定健診・保健指導の導入を契機として、平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健診）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）の実施が医療保険者に義務づけられた。

さらに、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、平成26年4月に「国民健康保険法に基づく保健事業実施等に関する指針」が一部改正され、保険者は健康・医療情報を活用してPDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための「データヘルス計画」を策定することとなった。

令和2年度には第2期データヘルス計画（計画期間：平成30年度～令和5年度）の中間評価を行っており、県内21市町中17市町が実施した。

平成28年4月には、国民健康保険法第82条の改正により、保険者には特定健診等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされ、保健事業の重要性は一層高まっている。

なお、表26のとおり特定健診については、制度開始の平成20年度以降受診率は増加傾向にあったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、32.5%（前年度39.2%）と昨年度と比較して大幅に減少し、全国平均33.7%を下回っている。特定保健指導については、令和2年度終了率は55.2%（前年度58.9%）で、昨年度と比較して減少しているものの、全国平均27.9%を大きく上回っている。

表25 保健事業費の状況 (市町計)

(単位 : 千円, %)

年度	保健事業費 (A)	歳出総額 (B)	保険料(税)収納額(C)	(A)/(B)×100	(A)/(C)×100
18	677,254	174,273,678	43,566,187	0.39	1.55
19	615,661 (90.91)	193,665,603 (111.13)	45,053,229 (103.46)	0.32	1.37
20	1,084,179 (176.10)	181,458,423 (93.70)	34,222,895 (75.96)	0.60	3.17
21	1,083,194 (99.90)	181,037,373 (99.80)	33,439,809 (97.70)	0.60	3.24
22	1,160,194 (99.90)	183,495,581 (99.80)	32,378,352 (97.70)	0.63	3.58
23	1,282,943 (110.58)	186,895,435 (101.85)	32,892,655 (101.59)	0.69	3.90
24	1,364,050 (106.32)	192,573,969 (103.04)	32,592,810 (99.09)	0.71	4.19
25	1,323,382 (97.02)	191,804,848 (99.60)	32,864,478 (100.83)	0.69	4.03
26	1,365,450 (103.18)	191,118,363 (99.64)	32,530,884 (98.98)	0.71	4.20
27	1,387,190 (101.59)	217,258,085 (113.68)	32,102,476 (98.68)	0.64	4.32
28	1,358,123 (97.90)	208,666,555 (96.05)	33,253,094 (103.58)	0.65	4.08
29	1,422,809 (104.76)	204,782,770 (98.14)	32,227,486 (96.92)	0.69	4.41
30	1,506,685 (105.90)	173,598,671 (84.77)	30,734,733 (95.37)	0.87	4.90
元	1,515,185 (100.56)	172,239,962 (99.22)	30,047,377 (97.76)	0.88	5.04
2	1,363,125 (89.96)	166,945,282 (96.93)	29,606,803 (98.53)	0.82	4.60

(注) ( ) は対前年度比

図11 保健事業費の推移(市町計)

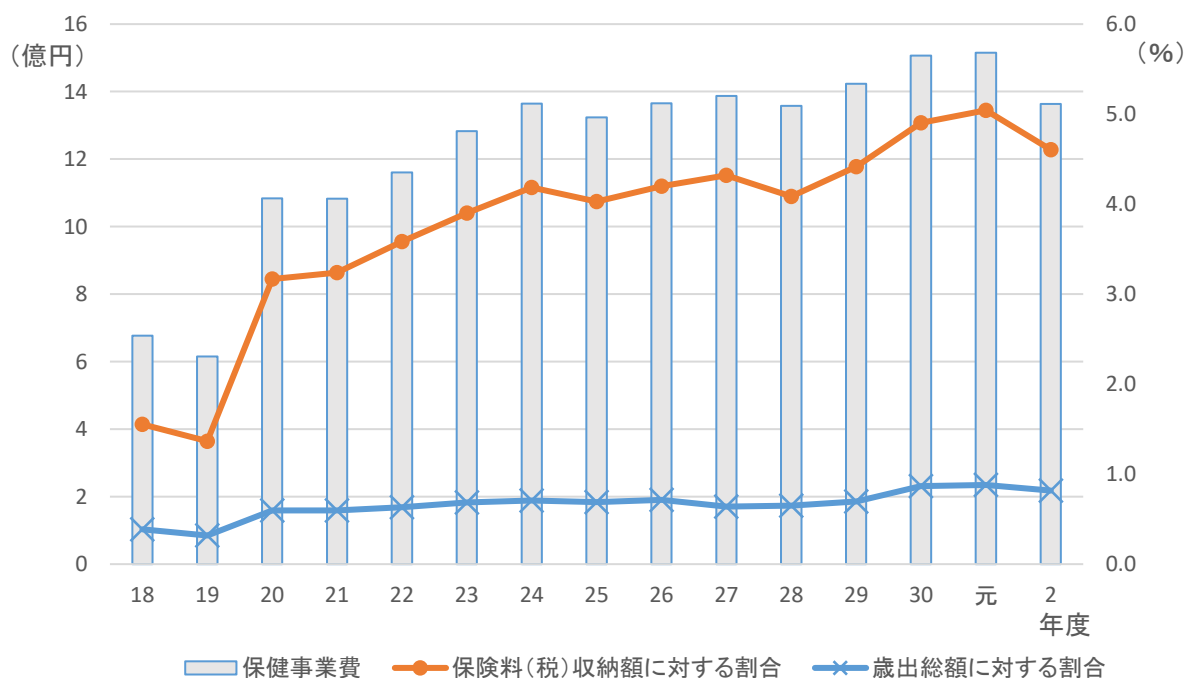


表26 特定健診・特定保健指導の状況(市町国保)

	特定健診			特定保健 指導終了率 (%)	特定保健指導					
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)		動機付支援			積極的支援		
					対象者 (人)	終了者 (人)	終了率 (%)	対象者 (人)	終了者 (人)	終了率 (%)
21年度	285,556	85,609	30.0	35.6	8,800	3,750	42.6	3,519	630	17.9
22年度	281,011	95,048	33.8	33.1	9,053	3,500	38.7	3,744	736	19.7
23年度	277,350	98,561	35.5	37.6	8,931	4,016	45.0	3,890	804	20.7
24年度	275,056	104,629	38.0	45.2	8,836	4,673	52.9	3,619	955	26.4
25年度	273,054	101,059	37.0	48.7	8,136	4,633	56.9	3,197	889	27.8
26年度	268,299	102,594	38.2	49.5	8,160	4,595	56.3	3,099	975	31.5
27年度	261,607	101,067	38.6	52.5	7,998	4,771	59.7	2,759	881	31.9
28年度	251,641	97,003	38.5	53.1	7,637	4,455	58.3	2,447	898	36.7
29年度	242,621	95,487	39.4	53.7	7,678	4,548	59.2	2,381	854	35.9
30年度	235,815	93,264	39.5	58.7	7,584	4,980	65.7	2,192	755	34.4
元年度	230,036	90,060	39.2	58.9	7,332	4,731	64.5	2,098	819	39.0
2年度	228,977	74,395	32.5	55.2	5,701	3,370	59.1	1,418	558	39.4
全国(1)	18,385,561	6,189,888	33.7	27.9	547,913	170,122	31.0	159,109	27,294	17.2

表27 保健事業助成実施保険者(その1)

(平成2～21年度)

事業区分	年度	保険者名
(1) 国保ヘルスアップ事業 [助成限度額] ①先駆的・モデル事業 600万円 ②受診勧奨者への訪問指導事業 ③早期介入保健指導事業 利用者数 50人未満 200万円 100人未満 350万円 100人以上 500万円	17	佐々町
	18	島原市 松浦市 雲仙市 佐々町(継続)
	19	島原市(継続) 大村市 松浦市(継続) 西海市 雲仙市(継続) 南島原市
	20	佐々町(継続) (申請なし)
	21	②松浦市 ③松浦市、五島市、南島原市
(2) 国保保健指導事業 (助成年数 3年間) [助成限度額] 被保険者数 1万人未満 300万円 5万人未満 500万円 5万人以上 800万円		
(3)-① 健康管理センターによる健康管理事業 (助成年数 必要とする年数) [助成限度額] 5年目以下 1,200万円 6年目 900万円 7年目 700万円 8年目以降 500万円	2 5 21	小値賀町(継続)
(3)-② 歯科保健センターによる健康管理事業 [助成限度額] 5年目以下 500万円 6年目 300万円 7年目 200万円 8年目以降 100万円		
(3)-③ 健康管理事業 (助成年数 必要とする年数) [助成限度額] 別に定める額	2	平戸市(国保紐差病院) 琴海町(国保琴海町立病院)
	3	平戸市(国保紐差病院)
	4	平戸市(国保紐差病院)
	5	平戸市(国保紐差病院) 琴海町(国保琴海町立病院)
	6	平戸市(国保紐差病院) 琴海町(国保琴海町立病院)
	7	平戸市(国保紐差病院) 琴海町(国保琴海町立病院)
	8	大瀬戸町(国保松島診療所) 平戸市(国保市民病院)ア 琴海町(国保琴海町立病院)イ
	9	平戸市(国保市民病院)ア 琴海町(国保琴海町立病院)イ
	10	平戸市(国保市民病院)ア
	11	平戸市(国保市民病院)
	12	(申請なし)
	(4) 健康総合対策事業(助成年数 2年間) [助成限度額] 一律 500万円	13
14		大村市
15		大村市
(5) 生活習慣病予防対策支援事業 ①年度途中資格取得者への特定健診保健指導 ②未受診者に対する受診勧奨 被保険者 1万人未満 300万円 5万人未満 500万円 5万人以上 800万円	21	①長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、長与町、東彼杵町、小値賀町、江迎町、鹿町町、老岐市、五島市、新上五島町、雲仙市、南島原市
		②長崎市、諫早市、大村市、平戸市、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、江迎町、鹿町町、老岐市、五島市、雲仙市、南島原市

表27 保健事業助成実施保険者(その2)

(平成22～24年度)

事業区分	年度	保険者名
<p>(1) 国保ヘルスアップ事業</p> <p>被保険者の健康課題に対し新たな取組を行うなどの、先駆的・モデル的な事業</p> <p style="text-align: right;">(助成年数 3年間)</p> <p>下記①～④の事業を3年間で実施し、第三者評価を行う。</p> <p>①被保険者の健康課題と支援対策の明確化</p> <p>②生活習慣病等の発症予防や重症化予防に関する取組</p> <p>③生活習慣病等の予防の視点による健康意識の向上の取組の推進</p> <p>④上記①～③の取組を推進する国保コーディネーターの配置</p> <p>〔助成限度額〕 各年度600万円</p>	22～	申請なし
<p>(2) 国保保健指導事業</p> <p>①必須事業</p> <p>ア 特定健診・特定保健指導未受診者等対策</p> <p>イ 生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組</p> <p>②国保一般事業</p> <p>ア 健康教育</p> <p>イ 健康相談</p> <p>ウ 保健指導</p> <p>エ 歯科にかかる保健事業</p> <p>オ 健康づくりを推進する地域活動等</p> <p>カ 保険者独自の取組</p> <p>〔助成限度額〕</p> <p>被保険者数 1万人未満 400万円</p> <p>1～5万人未満 600万円</p> <p>5～10万人未満 800万円</p> <p>10万人以上 1,200万円</p>	22	1長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市 波佐見町、佐々町、壱岐市、五島市、雲仙市 南島原市
	23	2諫早市、大村市、波佐見町、壱岐市、五島市 南島原市
	24	1佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、波佐見町 佐々町、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市
	24	2諫早市、大村市、波佐見町、壱岐市、五島市 南島原市
<p>(3) -①</p> <p>健康管理センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 1,200万円</p> <p>6年目 900万円</p> <p>7年目 700万円</p> <p>8年目以降 500万円</p>	22～	小値賀町(継続)
<p>(3) -②</p> <p>歯科保健センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 500万円</p> <p>6年目 300万円</p> <p>7年目 200万円</p> <p>8年目以降 100万円</p>	22～	申請なし
<p>(3) -③</p> <p>健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>診療所 300万円</p> <p>病院(病床数 100床未満) 400万円</p> <p>病院(病床数 100床以上) 500万円</p>	22～	申請なし

表27 保健事業助成実施保険者(その3)

(平成25年度)

事業区分	年度	保険者名
(1) 国保保健指導事業 ①必須事業 ア 特定健診・特定保健指導未受診者等対策 イ 特定健診受診者へのフォローアップ ウ 生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組  ②国保一般事業 ア 健康教育 イ 健康相談 ウ 保健指導  エ 歯科にかかる保健事業 オ 健康づくりを推進する地域活動等 カ 保険者独自の取組 [助成限度額] 被保険者数 1万人未満 400万円 1~5万人未満 600万円 5~10万人未満 800万円 10万人以上 1,200万円	25	①佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、長与町 波佐見町、佐々町、壱岐市、五島市、雲仙市 南島原市 ②長与町、波佐見町、五島市、南島原市
(2) -① 健康管理センターによる健康管理事業  [助成限度額] 別途加算あり 5年目以下 1,200万円 6年目 900万円 7年目 700万円 8年目以降 500万円	25	小値賀町(継続)
(2) -② 歯科保健センターによる健康管理事業  [助成限度額] 別途加算あり 5年目以下 500万円 6年目 300万円 7年目 200万円 8年目以降 100万円	25	申請なし
(2) -③ 直営診療施設による健康管理事業等 [助成限度額] 別途加算あり 診療所 300万円 病院(病床数 100床未満) 400万円 病院(病床数 100床以上) 500万円	25	申請なし

表27 保健事業助成実施保険者(その4)

(平成26～27年度)

事業区分	年度	保険者名
<p>1 国保ヘルスアップ事業</p> <p>〔助成限度額〕</p> <p>被保険者数 1万人未満 600万円                      1～5万人未満 900万円                      5～10万人未満 1,200万円                      10万人以上 1,800万円</p>	<p>26</p> <p>27</p>	<p>時津町、沓崎市</p> <p>時津町、佐々町、沓崎市</p>
<p>2 国保保健指導事業</p> <p>(1) 必須事業</p> <p>(a) 特定健診未受診者対策                      (b) 特定健診受診者のフォローアップ                      (特定保健指導未利用者対策)                      (c) 特定健診受診者のフォローアップ                      (受診勧奨判定値を超えている者への受診対策)                      (d) 特定健診受診者のフォローアップ                      (特定健診継続受診対策)                      (e) 生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組                      (早期介入保健指導事業)</p> <p>2国保一般事業</p> <p>(f) 健康教育                      (g) 健康相談                      (h) 保健指導                      (i) 糖尿病性腎症重症化予防                      (j) 歯科に係る保健事業                      (k) 健康づくりを推進する地域活動等                      (l) 保険者独自の取組</p> <p>〔助成限度額〕</p> <p>被保険者数 1万人未満 400万円                      1～5万人未満 600万円                      5～10万人未満 800万円                      10万人以上 1,200万円</p>	<p>26</p> <p>27</p>	<p>佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、長与町</p> <p>波佐見町、佐々町、五島市、雲仙市、南島原市</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市                      平戸市、長与町、波佐見町、五島市、雲仙市                      南島原市</p>
<p>3- (1)</p> <p>健康管理センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 1,200万円                      6年目 900万円                      7年目 700万円                      8年目以降 500万円</p>	<p>26～</p>	<p>小値賀町(継続)</p>
<p>3- (2)</p> <p>歯科保健センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 500万円                      6年目 300万円                      7年目 200万円                      8年目以降 100万円</p>	<p>26～</p>	<p>申請なし</p>
<p>3- (3)</p> <p>直営診療施設による健康管理事業等</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>診療所 300万円                      病院(病床数 100床未満) 400万円                      病院(病床数 100床以上) 500万円</p>	<p>26～</p>	<p>申請なし</p>

表27 保健事業助成実施保険者(その5)

(平成28～令和元年度)

事業区分	年度	保険者名
<p>1 国保ヘルスアップ事業</p> <p>〔助成限度額〕</p> <p>被保険者数 1万人未満 600万円            1～5万人未満 900万円            5～10万人未満 1,200万円            10万人以上 1,800万円</p>	<p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>元</p>	<p>時津町、佐々町、老岐市</p> <p>時津町、佐々町</p> <p>時津町</p> <p>時津町</p>
<p>2 国保保健指導事業</p> <p>(1) 必須事業</p> <p>(a) 特定健診未受診者対策</p> <p>(b) 特定健診受診者のフォローアップ (特定保健指導未利用者対策)</p> <p>(c) 特定健診受診者のフォローアップ (受診勧奨判定値を超えている者への対策)</p> <p>(d) 特定健診受診者のフォローアップ (特定健診継続受診対策)</p> <p>(e) 生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組 (早期介入保健指導事業)</p> <p>(2) 国保一般事業</p> <p>(f) 健康教育</p> <p>(g) 健康相談</p> <p>(h) 保健指導</p> <p>(i) 糖尿病性腎症重症化予防</p> <p>(j) 歯科に係る保健事業</p> <p>(k) 地域包括ケアシステムを推進する取組</p> <p>(l) 健康づくりを推進する地域活動等</p> <p>(m) 保険者独自の取組</p> <p>〔助成限度額〕</p> <p>被保険者数 1万人未満 400万円            1～5万人未満 600万円            5～10万人未満 800万円            10万人以上 1,200万円</p>	<p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>元</p>	<p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、長与町、波佐見町、五島市、雲仙市、南島原市</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、長与町、波佐見町、老岐市、五島市、雲仙市、南島原市</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、老岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、老岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市</p>
<p>3- (1)</p> <p>健康管理センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 1,200万円            6年目 900万円            7年目 700万円            8年目以降 500万円</p>	<p>28～</p>	<p>小値賀町 (継続)</p>
<p>3- (2)</p> <p>歯科保健センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 500万円            6年目 300万円            7年目 200万円            8年目以降 100万円</p>	<p>28～</p>	<p>申請なし</p>
<p>3- (3)</p> <p>直営診療施設による健康管理事業等</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>診療所 300万円            病院 (病床数 100床未満) 400万円            病院 (病床数 100床以上) 500万円</p>	<p>28～</p>	<p>申請なし</p>



表27 保健事業助成実施保険者(その6)

(令和2年度)

事業区分	年度	保険者名
<p>1－(1) 市町村国保ヘルスアップ事業 (A) (A) : ①(a)から(f)、②(g)(h)、③(i)から(o)、④(p)を実施する場合</p> <p>〔助成限度額〕 被保険者数 1万人未満 600万円 1～5万人未満 900万円 5～10万人未満 1,200万円 10万人以上 1,800万円</p> <p>①国が特に推進する生活習慣病予防対策 (a)特定健診未受診者対策、(b)特定健診受診者のフォローアップ、 (c)特定健診受診者のフォローアップ(受診勧奨判定値を越えている者への対策)、(d)特定健診受診者のフォローアップ(特定健診継続受診対策)、(e)生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組(早期介入保健指導事業)、(f)特定健診40歳前勧奨 ②生活習慣病重症化予防対策 (g)生活習慣病予防における保健指導、(h)糖尿病性腎症重症化予防 ③国保一般事業 (i)健康教育、(j)健康相談、(k)保健指導、(l)歯科に係る保健事業、 (m)地域包括ケアシステムを推進する取組、(n)健康づくりを推進する地域活動等、(o)保険者独自の取組 ④効果的なモデル事業 (p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業</p>	2	佐世保市、諫早市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、壱岐市、西海市、雲仙市
<p>1－(2) 市町村国保ヘルスアップ事業 (B) (B) : 国保連合会が設置する支援・評価委員会を活用し、保健事業をデータ分析に基づくP D C Aサイクルに沿って(A)の事業を実施する場合</p> <p>〔助成限度額〕 被保険者数 1万人未満 900万円 1～5万人未満 1,350万円 5～10万人未満 1,800万円 10万人以上 2,700万円</p>	2	長崎市、島原市、大村市、長与町、時津町、対馬市、五島市、新上五島町、南島原市
<p>1－(3) 市町村国保ヘルスアップ事業 (C) (C) : (B)の要件を満たしたうえで(A)に掲げる①～④の事業を実施し、④(p)を実施の際は事業実施に向けて新たにデータ分析を実施し、取り組み内容の見直しや変更を行ったうえで都道府県の指定を受け実施する場合</p> <p>〔助成限度額〕 被保険者数 1万人未満 1,350万円 1～5万人未満 2,025万円 5～10万人未満 2,700万円 10万人以上 4,050万円</p>	2	申請なし
<p>2－(1) 健康管理センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり 5年目以下 1,200万円 6年目 900万円 7年目 700万円 8年目以降 500万円</p>	2	小値賀町(継続)
<p>2－(2) 歯科保健センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり 5年目以下 500万円 6年目 300万円 7年目 200万円 8年目以降 100万円</p>	2	申請なし
<p>2－(3) 直営診療施設による健康管理事業等</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり 診療所 300万円 病院(病床数 100床未満) 400万円 病院(病床数 100床以上) 500万円</p>	2	申請なし